

平成 21 年 6 月 25 日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2006～2008  
 課題番号：18500600  
 研究課題名（和文） 「家事」ケアを主軸とする包括的生活支援のための高齢者介護供給システムに関する研究  
 研究課題名（英文） A Study of Care System for Elderly to Comprehensive Support of Life based on Housekeeping Care.  
 研究代表者  
 永田 志津子（NAGATA SHIZUKO）  
 札幌国際大学短期大学部・総合生活学科・教授  
 研究者番号：60198330

研究成果の概要：高齢者の疾病等をきっかけとする生活支障は、家族構成の変化や地域社会の変容により生活条件が悪化することによって一層深刻化し、介護保険制度におけるサービスの利用のみでは生活の維持が難しいことが明らかとなった。自治体の財政破綻により行政サービスが後退した地域では、インフォーマルケアによってかろうじて生活を維持している。そうした中で訪問介護の「家事」支援は、高齢者の生活全般を支援するケア機能を有し、価値の見直しとともに地域特性を考慮した柔軟な制度の運用など、介護供給システムの再編が望まれる。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,300,000	0	1,300,000
2007 年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2008 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,600,000	690,000	4,290,000

研究分野：総合領域

科研費分科・細目：生活科学・生活科学一般

キーワード：家事支援、生活環境、訪問介護、介護保険制度、地域ケア、在宅介護

## 1. 研究開始当初の背景

在宅介護の中心であるホームヘルプサービスは、介護保険制度施行当初から「身体介護」と「家事援助」に分離された上で、後者はその重要性を認識されず低評価であった。しかし先行研究では、ヘルパーによる家事援助が利用者の生活後退からの回復に貢献していると報告されている。

平成 18 年度の制度改正では、新たに「介護予防」の理念が導入され、要介護度認定の基準変更とともに、新たな「介護予防訪問介護」が創設されて、これまでの「家事援助」の見直しが行なわれた。そこでは家事代行としての過度

の支援が利用者の廃用症候群を招くとして、サービス利用へ一層の制限が加えられた。軽度者の利用増による財源圧迫を要因とするものであるが、利用者の日常生活継続への影響が懸念される。

今日では、高齢者の家族構成や生活環境は大きく変容しつつあり、福祉資源としての家族の介護力は期待できる状況にない。また地域における在宅介護には、身体の支障に限らず、生活全般の支援が必要である。介護保険制度のあり方が再度問われると同時に地域のケアシステムの検証も必要である。在宅重視の今日、介護における家事支援は、いわゆ

る「家事」行為への支援に限らず、介護を要する高齢者の在宅生活全般への支援として機能し、それは今後も益々重要度を増すと思われる。

## 2. 研究の目的

高齢者の介護理念・モデルは、高齢者介護研究会報告書(2003年)「2015年の高齢者介護」に見るように、予防・リハビリ重視、グループホーム、小規模多機能拠点など、あらたなパラダイムの転換が図られ、これまで以上に在宅・地域生活重視の方向にあるが、そこでは身体介護とともに「家事」ケアがキーワードになると考えられる。

訪問介護における「家事援助」によって、生活後退からの回復など利用者の生活全般の支援をヘルパーが担ってきたことへの正当な評価が求められると同時に、サービス利用制限による新たな生活困難が懸念され、ボランティア、非営利組織などを含めた介護供給システムの見直しが必要と考えられる。なお、現在は「家事援助」は「生活援助」と改称されているが、サービス内容は「家事支援」であり、その意味において「家事」の名称を使用する。

具体的には、以下を目的に実証的に研究を行う。

- (1) 「家事」が身体の老化とともに、生活環境、生活条件の変化、制度変化などの社会的条件のいかなる影響を受けケア化するのか(高齢者の生活構築に不可欠の援助となる)を分析する。
- (2) 「家事援助」によるケア(=「家事」ケアとする)の価値を明らかにし、在宅介護では身体介護を含む包括的な生活支援が必要とされる根拠を示す。
- (3) 改正介護保険法のもとで、介護供給システムはどのように機能しているのかを検証し、要介護高齢者の包括的生活支援のために、必要な介護供給システムとは何かを考察する。
- (4) 高齢者在宅ケアの質的向上のために、ホームヘルパーを中心として多様なケアワーカーが要介護者とともにどのようなケアリング関係を構築すべきかを明らかにする。

## 3. 研究の方法

### (1)平成18年度

「家事ケア」に関する先行研究の整理と資料収集。

予備調査として、北海道における訪問介護サービス利用者へヒアリング調査を実施。関係機関、地方自治体の介護福祉計画の策定に関する先行研究の整理と資料収集。

北海道および東京圏において、介護保険法改正に伴い創設された地域包括支援センターへのヒアリング調査の実施。

### (2)平成19年度

北海道および東京圏において介護保険制度に関連する諸機関、事業所に対するヒアリング調査を実施。(訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センター等)

北海道Y市において訪問介護サービス利用者に対する定性調査を実施。

今後のわが国のケア政策の方向性を探るため、フィンランドにおける高齢者在宅ケアに関する資料収集と分析を実施。

介護保険法関連機関(事業所、地域包括支援センター等)における調査結果の分析を行い、ケアリング研究会として計2冊の報告書を作成。

### (2)平成20年度

平成18年度の予備調査及び平成19年度の訪問介護利用者に対する定性調査の結果を分析、考察し報告書を作成。

定性調査の結果を関連学会で報告。

ケアリング研究会として、フィンランドのケアワーク研究者を招聘しての国際比較セミナーを開催し、情報交換を行う。

## 4. 研究成果

### (1)平成18年度調査の成果

地域包括支援センターおよび地方自治体の介護福祉計画に関する調査では、開始間もない時点であり介護予防への取り組みがスムーズではない状況が浮かび上がった。また地域包括支援センターの創設による地域ケア体制の変容において、インフォーマルケアのネットワーク作りが今後の課題と思われる。さらに同センターが家族同居の利用者への家事援助制限を狙う法規制の推進力となっている一方、利用者の実態との乖離に苦慮している事実が明確化した。

予備調査における8名の結果では、都市周辺地域において、若年層の都市流出、郊外大型店への店舗集約などにより高齢者の生活機能が阻害され、日常生活への援助が求められているなど、生活環境の変化と「家事」ケアの関連性が明らかであった。またヘルパーによる「家事」ケアが家族関係の調整や、高齢者の役割遂行の支援ともなっている状況が見られた。

改正介護保険法における訪問介護では、介護報酬の面から「生活援助」利用の時間制限があり、利用者本人の我慢、家族負担の増加などの生活後退が見られる。

訪問介護サービスは家族介護の軽減化とともに、家族関係の改善にも寄与し、それによる要介護状態の悪化を防ぐ機能も果たしている。しかし在宅介護にかかわる公的サービスの絶対量は不足しており、家族支援を含め様々なケアシステムの整備が必要である。

## (2) 平成 19 年度調査の結果

平成 19 年度は、3 カ年の研究計画のうち、要介護高齢者の「家事」支援に関する実態調査の実施年と位置づけて、介護サービス利用者を中心としてヒアリング調査を行った。フィールドは Y 市であり、財政破綻のもとで、生活環境、生活条件の変化と、公的ケアシステム変更の影響を探った。調査対象は介護サービス利用者本人、家族、自治体職員、ホームヘルパー派遣事業所、介護施設職員等である。

調査結果の概要は以下のとおりである。生活環境では高齢化の進展による町内会活動の停滞や地域との交流の減少、店舗の減少、除雪や配食への市からの補助打ち切り、ゴミ有料等による負担の増加等が見られた。介護システムに関わる影響としては、人口流出による介護職員の不足、医療機関の閉鎖、訪問看護の停止等による受診や入院の困難に加え、介護保険制度の改正によるデイサービス利用回数の減少、訪問介護の時間短縮など、高齢者の在宅生活の継続と介護サービス利用に様々な課題を持つことが明らかとなった。また公的サービスの縮小の中で子世代の他市転出もあり介護資源としての家族との分断、地域社会との分断など閉塞的な状況が見られ、包括的な生活支援サービスを含む介護供給システムの再編の必要性を確認することができた。

このような状況に関連して、わが国の公的介護供給システム改善の方向性を探るために、フィンランドにおける高齢者ケア政策との比較検討を行った。フィンランドでは親族介護によって一般的に提供されるものは在宅看護と在宅介護の統合(在宅ケア)であり、それらは法定の社会サービスである。親族介護支援は包括的な概念で、そこには被介護者に提供されるサービス、親族介護者に支払われる介護報酬や休暇、親族介護者をサポートするサービスが含まれ、それらは介護・サービス計画に規定されることになっている。

ケアニーズの質と量が行政判断により変化するわが国の介護保険制度と、日常生活維持のためのケアが個別責任に転化されている現状、さらに地方自治体のおかれた状況と国、家族の介護責任のあり方など、今後の方向性を考える上で多くの示唆を得ることができた。

## (3) 平成 20 年度の結果

平成 20 年度は、3 カ年の研究計画における調査結果の再検討と、報告書の作成を行った。

第一にわが国における介護政策上の「家事ケア」概念の形成とその評価基準の変遷過程について、行政資料および先行研究に照らして分析を行った。「家事ケア」の重要性は、介

護政策の初期には認識され評価を得ていたが、介護保険制度の創設と「訪問介護」および「家事援助」サービスの、介護度が軽度である者の利用増によって、財政上の要因から政策意図的に低い評価を与えられ、サービスの提供が抑制されている。

第二に調査結果の再検討である。調査結果にみる高齢者の生活状況から「家事ケア」のニーズに注目し分析した結果以下のことが明らかとなった。

### 「家事」のケア化の過程

高齢者は疾病等をきっかけとし、それが慢性化した状態の下で、先ず身体機能の支障、次に生活行為の遂行への支障、三次的に生活の主体性が奪われる。身体の支障は、加齢によってさらに加速されていき、家族がいない場合には自力で行うことが困難となった段階でサービス利用に至っている。「家事」ケアは、「家事」を援助することを手がかりに、利用者の生活における主体性の維持にも貢献しているといえよう。

サービス利用内容では、身体の支障をもとに生命・健康に直結する調理や日常生活維持のための掃除が困難になり「家事」ケアを要するようになるが、特に家族介護者を持たない高齢者の「生活」の成り立ちには、現在の「家事」ケアは大きく不足していることが明らかであった。また社会的交流、他者とのふれあいは「家事」行為と同様に利用者には求められるものであり、それらを含めての「家事」ケアが重要である。

家族介護規範の希薄化と家族構成の変容も「家事」ケアの必要性を促進させた。娘や嫁の死亡による介護サービスの利用開始は、世代間の家族介護規範が薄れていることを示すものでもあり、介護保険によって、残された家族が介護規範に囚われることなくサービスを利用することが容易になったことを示すものでもある。家族数が減少している今日では、重度の要介護者を少数の家族で介護することは困難である。

調査対象地の Y 市では自治体の財政破綻の影響によって、行政サービスの後退、住民の流出、店舗の撤退、医療機関の縮小など、生活条件が極めて貧弱化した。介護を要する高齢者、特に家族介護者を持たない高齢者には自力でそうした生活条件への対応を行うことは困難である。加齢による生活の支障に、地域環境の悪化という支障がさらに上塗りされ、「家事」ケアのニーズが高まっている。

### 「家事」ケアの機能とサービス提供の現状

介護を要する在宅の高齢者は、「家事」ケアによって、人間生活の基盤を整えることができる。家事ケアの第一の意義は生存権の保障といえる。特に食料品などの生命

に直結する生活資源は、生活保障の命題として地域に用意され、供給されるべきものである。Y市ではそうした生活資源の入手が、現行制度上の「家事援助」では不足し、インフォーマルケアに頼るものも多い。

さらに平成18年度の介護保険法改正によるサービス提供時間の縮小によって、買い物同行や通院介助ができなくなり、遠距離の家族介護に依存する例が見られる。他の日常生活行為においてもサービス内容が減少し、高齢者は生活の縮小を余儀なくされている。介護予防効果を求めての「ともに行う家事」は時間的な面で困難であり、介護予防の効果は期待できない。

以上の結果から、在宅介護においては、「家事ケア」の重要性は増しており、それらは、地域の産業構造の変化、自治体財政状況による住民サービスの縮小、家族形態の変化、地域生活環境の変化などにより加速増大されることが明らかとなった。また、医療機関の撤退や交通手段の不整備などによる保健、医療サービスの利用への支障のみならず、除雪や配食への助成打ち切りなど、高齢者の日常生活の質低下の状況が確認できた。

こうした中での介護保険制度の改正による提供サービスの縮小は、利用者の生活後退を招いている。公的ケアが不足する状況はインフォーマルケアへの依存に向かわせているが、要介護・要支援の高齢夫婦相互のやりくりでかろうじて生活を維持しているケースや、他市の子供による遠距離介護のケースにみるように、今後の家族介護はその継続が危ぶまれるものでもある。高齢化による地域住民の交流の減少や介護資源と為りえない家族分離などの現状において、生活の総体として、また生活主体としての要支援・要介護高齢者に対する地域福祉政策としての包括的な介護供給システムの必要性を確認することができた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

山井理恵「ケアマネジメントにおけるサービス供給機関にかかわる情報収集と吟味 <サービス供給機関の確保化>をうながすための手続き」『ケアマネジメント学』Vol. 7 (1)、pp58-67、2008、査読有。  
永田志津子「家族介護の視点から見た訪問介護～ヒアリング調査の結果から～」『ケアリング研究会 研究報告書 高齢者ケア政策の展開とケアリング関係の再編』pp68-85、2007.3.31、査読無。

[学会発表](計 6 件)

永田志津子「訪問介護における生活援助の再評価に関する一考察」第16回 日本介護福祉学会大会、2008年11月2日、仙台白百合女子大学。

永田志津子「介護労働をめぐる」北星学園大学社会福祉学会第6回大会シンポジウム『「福祉労働と専門性」をめぐる現状と課題』2008年12月7日、北星学園大学

Mie Morikawa, Preventive Care or Preventing Needs?: Re-balancing Long-Term

Care between the Government and Service Users in Japan. The 4th Annual East Asian Social Policy research network (EASP) International Conference. 2007 Oct 21. 東京大学。

Mai Yamaguchi, Care Mix for the elderly in Japan: Too Much Expectation of the Voluntary Sector? The 4th Annual East Asian Social Policy research network (EASP) International Conference. 2007 Oct 21. 東京大学。

笹谷春美「高齢者介護政策における「家族介護」(者)の認知過程と支援策の変容」第17回日本家族社会学会、2007年9月8日、札幌学院大学。

笹谷春美「日本型介護政策の展開と家族介護(者)支援策」日本学術会議「少子高齢社会」分科会シンポジウム、2007年12月22日、御茶の水女子大学。

[図書](計 1 件)

笹谷春美「ケアサービスのシステムと当事者主権」『ニーズ中心の福祉社会へ』医学書院、pp40-68、2008。

[産業財産権]

出願状況(計 件)

取得状況(計 件)

[産業財産権]

出願状況(計 件)

取得状況(計 件)

[その他]

ホームページ等

<http://homepage3.nifty.com/caring/index.html>

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

永田 志津子 (NAGATA SHIZUKO)  
札幌国際大学短期大学部・総合生活学科・  
教授  
研究者番号:60198330

### (2)研究分担者

笹谷 春美 (SASATANI HARUMI)  
北海道教育大学・教育学部・教授  
研究者番号:00113564  
山井 理恵 (YAMANOI RIE)  
明星大学・人文学部・准教授  
研究者番号:40320824  
森川 美絵 (MORIKAWA MIE)  
国立保健医療科学院・福祉サービス部・研  
究員  
研究者番号:40325999  
山口 麻衣 (YAMAGUCHI MAI)  
ルーテル学院大学・総合人間学部・講師  
研究者番号:30425342

### (3)連携研究者

研究協力者  
齋藤 暁子  
日本赤十字看護大学 非常勤講師